別表六(十三)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の④」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の④」）」に改め、同表を別表六(十七)とする。

別表六(十一の三)の表中「非特定欠損金調整取戻税額の合計額（当該過去適用事業年度等の別表十八の二「16の計」）」を「非特定欠損金調整取戻税額の合計額（当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「18の計」）」に、「税額控除超過額の合計額（当該過去適用事業年度等の別表十八の二「15の計」）」を「税額控除超過額の合計額（当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「17の計」）」に、「当初申告税額控除可能額（当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(九)付表「23」「22」）」を「当初申告税額控除可能額（当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(九)付表「23」又は別表六(十)付表「22」）」に、「非特定欠損金調整取戻税額の合計額（当該過去適用事業年度等の別表十八の二「25の計」）」を「非特定欠損金調整取戻税額の合計額（当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「27の計」）」に、「税額控除超過額の合計額（当該過去適用事業年度等の別表十八の二「24の計」）」を「税額控除超過額の合計額（当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「26の計」）」に、「当初申告税額控除可能額（当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(十二)付表「11」）」を「当初申告税額控除可能額（当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(十四)付表「11」）」に改め、同表の記載要領第11号(1)から(6)までを次のように改める。

(1)　「試験研究費基準額　(1)」の欄　別表六(九)付表「17」又は別表六(十)付表「15」の金額

(2)　「法人税額基準額　(2)」の欄　別表六(九)付表「22」又は別表六(十)付表「21」の金額

(3)　「控除分配割合　(11)」の欄　別表六(九)付表「24」又は別表六(十)付表「23」の割合

(4)　「特別試験研究費基準額　(15)」の欄　別表六(十四)付表「７」の金額

(5)　「法人税額基準額　(16)」の欄　別表六(十四)付表「10」の金額

(6)　「控除分配割合　(25)」の欄　別表六(十四)付表「12」の割合

別表六(十一の三)の記載要領第11号(1)中「別表六(十二の三)「４」」を「別表六(十六)「４」」に改め、同号(2)中「別表六(十二の三)「６」」を「別表六(十六)「６」」に改め、同号(3)中「別表六(十二の三)「11」」を「別表六(十六)「11」」に改め、同表を別表六(十六)とする。

別表六(十一の四)の表中「欠損金増加合計額（５の計）又は（別表十八の二「26の計」）」を「欠損金増加合計額（５の計）又は（別表十八(二)「28の計」）」に、「欠損金増加合計額（14の計）又は（別表十八の二「27の計」）」を「欠損金増加合計額（14の計）又は（別表十八(二)「29の計」）」に改め、同表の記載要領第11号(2)中「別表六(十二の二)「３」」を「別表六(十五)「３」」に改め、同第11号(1)中「「欠損金増加合計額（５の計）又は（別表十八の二「26の計」）(6)」」を「「欠損金増加合計額（５の計）又は（別表十八(二)「28の計」）(6)」」に、「別表十八の二「26の計」）」」を「別表十八(二)「28の計」）」」に改め、同号(2)中「「欠損金増加合計額（５の計）又は（別表十八の二「26の計」）(6)」」を「「欠損金増加合計額（５の計）又は（別表十八(二)「28の計」）(6)」」に改め、同表を別表六(十五)とする。